

「独立行政法人の事務・事業の基本方針」に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ です。

これに基づき、以下のとおり、日本原子力研究開発機構（以下「当機構」という。）との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職している*1こと又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員等*2として再就職していること*1

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

但し、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費・燃料費・通信費の支出に係わる契約並びに予算決算及び会計令第99条第1号に規定する場合に準ずる事由がある契約を除く

*1：「再就職していること」の判断基準日は、当該契約の締結日とする

*2：「役員等」には、役員その他、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数並びに再就職先における現在の職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）提出様式及び提出方法

所定の情報提供様式に必要事項を記載の上、原則、電子データにより、契約締結翌月の10日まで（10日が土日祝日の場合は、その前の平日まで）に資料を提出願います。

（5）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(6) 本件に関するご質問のお問い合わせ先

○取引高に関するご質問：事業計画統括部 TEL：03-3592-2687

○原子力機構OBに関するご質問：人事部 TEL：029-282-9482

○契約情報に関するご質問：契約部 契約調整課 TEL：029-282-4079